

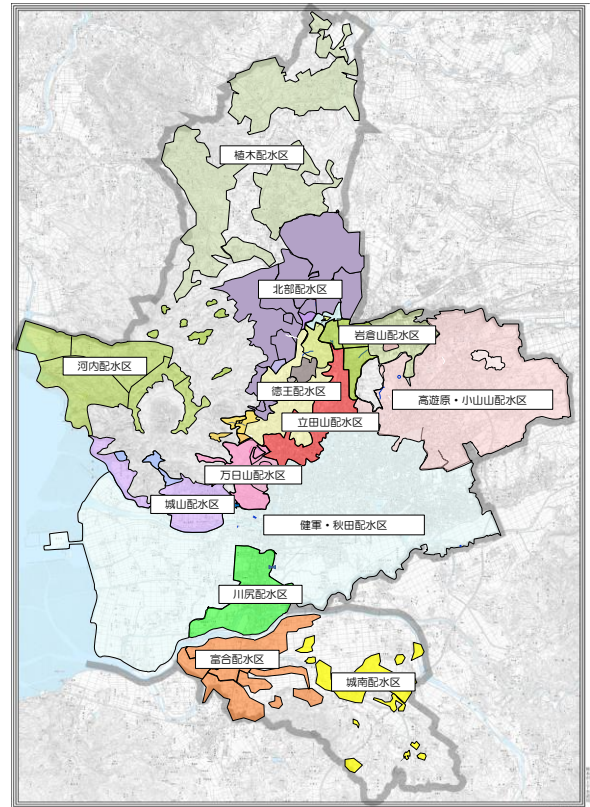
熊本市上下水道事業の概要 (令和 2 年度)

令和 2 年 8 月 20 日
熊本市上下水道局

1 上下水道事業の概況

○ 上水道事業の現況について（令和 2 年 3 月末時点）

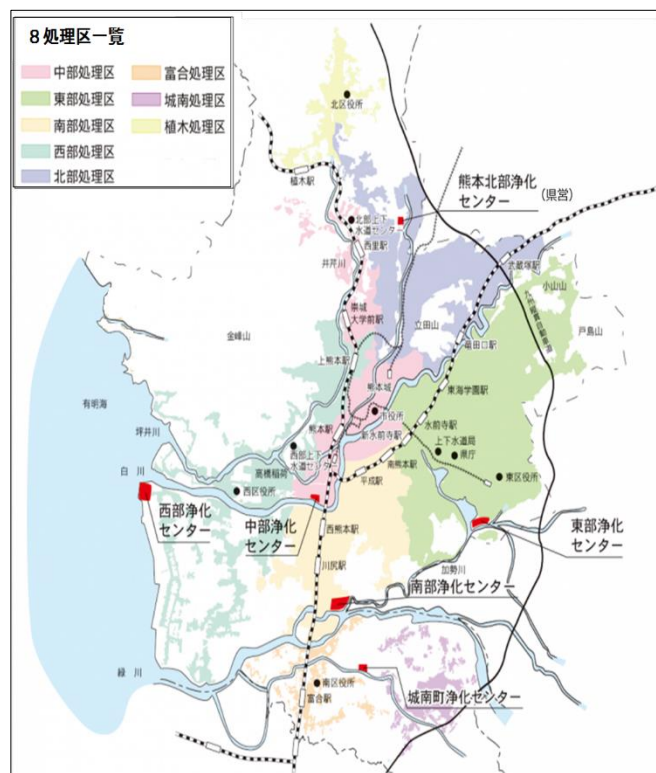
水道創設	1924 年 (大正 13 年)
給水区域面積	32,416ha
給水区域内人口	731,572 人
給水人口	701,516 人
給水普及率	95.9%
年間配水量	79,710 千 m ³
管路総延長	3,520 km



【上水道配水区域図】

○ 下水道事業の現況について（令和 2 年 3 月末時点）

下水道着手	1948 年 (昭和 23 年)
処理区域面積	11,894ha
行政区域内人口	731,572 人
処理区域内人口	657,885 人
普及率	89.9%
年間汚水処理量	85,443 千 m ³
管路総延長	2,685 km



【下水道処理区域図】※熊本県の所管

上下水道局組織図

令和2年(2020年)4月1日現在

※職員数には再任用短時間を除き、
再任用フルタイムを含む。

局合計:367人

上下水道事業管理者 1人

技監 1人

総務部計:101人

総務部長 1人

首席審議員 1人

総務課 15人

経営企画課 16人

出納室 5人

料金課 26人

債権管理室 7人

給排水設備課 30人

計画整備部計:91人

計画整備部長 1人

計画調整課 21人

技術監理室 10人

水道整備課 29人

下水道整備課 30人

維持管理部計:173人

維持管理部長 1人

水相談課 26人

西部
上下水道センター 6人

北部
上下水道センター 5人

南部
上下水道センター 4人

管路維持課 30人

維持補修センター 16人

水運用課 32人

水質管理室 6人

水再生課 21人

中部浄化センター 26人

上下水道局各課の事務分掌（令和2年4月1日現在）

課・室		事務分掌
【 総 務 部 】		
総務課		(1) 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関すること。 (2) 条例及び規程の制定改廃に関すること。 (3) 文書の収発及び管理に関すること。 (4) 公印の管理に関すること。 (5) 日本水道協会及び熊本県下水道協会に関すること。 (6) 熊本市上下水道サービス公社に関すること。 (7) 危機管理及び災害対策に関すること。 (8) 不用品の処分に関すること。 (9) 請負工事等の入札及び契約に関すること。 (10) 組織に関すること。 (11) 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関すること。 (12) 研修に関すること。 (13) 職員の給与及び退職手当に関すること。 (14) 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。 (15) 局有財産の取得、管理及び処分に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。) (16) 庁舎の維持管理に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。) (17) 公用車の管理に関すること。 (18) 職員の安全運転及び交通事故処理に関すること。
経営企画課		(1) 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関すること。 (2) 市議会に関すること。 (3) 熊本市上下水道事業運営審議会に関すること。 (4) 事業統計に関すること。 (5) 広報及び広聴に関すること。 (6) 水の科学館に関すること。 (7) 財政計画に関すること。 (8) 企業債に関すること。 (9) 予算に関すること。 (10) 工業用水道事業に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。) (11) 情報化施策の推進及び調整に関すること。 (12) 情報システムの総括に関すること。 (13) 出納室に関すること。
	出納室	(1) 決算に関すること。 (2) 支払の審査及び執行に関すること。 (3) 出納預託に関すること。 (4) 現金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。 (5) 資金運用及び一時借入金に関すること。 (6) 固定資産に関すること。 (7) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
料金課		(1) 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。 (2) 使用水量(水道に係るものに限る。)及び排除汚水量の計量及び認定に関すること。 (3) 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び減免に関すること。 (4) 水道料金等の転居等清算に関すること。 (5) 水道料金等の収納に関すること。 (6) 水道料金等の還付及び充当に関すること。 (7) 量水器に関すること。 (8) 債権管理室に関すること。

上下水道局各課の事務分掌（令和2年4月1日現在）

課・室		事務分掌
	債権管理室	(1) 水道料金等の滞納整理に関すること。 (2) 水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関すること。 (3) 水道料金等の不納欠損処分に関すること。 (4) 債権の管理及び滞納整理対策等の総合的企画及び調整に関すること。 (5) 債権を保有する所管課への助言及び指導等の支援に関すること。 (6) 上下水道事業管理者が特に必要と認めた局の債権(以下「引継債権」という。)の滞納整理に関すること。 (7) 引継債権に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関すること。
	給排水設備課	(1) 給水装置工事及び給水施設工事に関すること。 (2) 指定給水装置工事業業者及び排水設備指定工事店に関すること。 (3) 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関すること。 (4) 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金に関すること。 (5) 水洗便所改造資金に関すること。 (6) 排水設備に関すること。 (7) 給水設備の確認に関すること。 (8) 配管図面の交付に関すること。
【 計画整備部 】		
	計画調整課	(1) 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関すること。 (2) 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関すること。 (3) 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関すること。 (4) 下水道資源の有効活用に関すること。 (5) 下水道雨水事業の整備に係る調整に関すること。 (6) 技術監理室に関すること。 (7) 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関すること。
	技術監理室	(1) 工事の検査に関すること。 (2) 工事監理の指導及び技術研修に関すること。 (3) 工事の技術基準、積算基準等に関すること。 (4) 配管図面に関すること(他課の所管に属する事務を除く。) (5) 下水道台帳に関すること。
	水道整備課	(1) 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関すること。
	下水道整備課	(1) 下水道施設の整備工事に関すること。 (2) 下水道雨水事業に関すること。 (3) 私道への下水道布設に関すること。 (4) 花園・島崎地区浸水対策施設技術検証委員会に関すること。

上下水道局各課の事務分掌（令和2年4月1日現在）

課・室		事務分掌
【 維持管理部 】		
水相談課		(1) 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の漏水防止に関すること。 (2) 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること。 (3) 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。 (4) 配水管布設工事についての要望及び相談に関すること。 (5) 老朽給水管の更新に関すること。 (6) 貯蔵品の経理及び保管に関すること。 (7) 西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センターに関すること。 (8) 課内、管路維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関すること。
西部上下水道センター		(1) 工業用水道に係る使用水量の計量及び認定に関すること(南部上下水道センターに限る。)
北部上下水道センター		(2) 工業用水道料金に関すること(南部上下水道センターに限る。)
南部上下水道センター		(3) 貯蔵品の保管及び受払に関すること。 (4) 水道施設、工業用水道施設(南部上下水道センターに限る。)及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。 (5) 水道施設管路、工業用水道施設管路(南部上下水道センターに限る。)及び給水管の維持管理に関すること。 (6) 水道施設管路、工業用水道施設管路(南部上下水道センターに限る。)及び給水管の漏水防止に関すること。 (7) 給水施設(南部上下水道センターに限る。)及び給水装置に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること。 (8) 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。 (9) 受託給水装置工事に伴う加入金に関すること(北部上下水道センターに限る。) (10) 受託給水装置工事費に関すること(北部上下水道センターに限る。)。
管路維持課		(1) 水道施設管路及び付帯施設、工業用水道施設管路及び付帯施設並びに給水管の維持管理に関すること。 (2) 貯蔵品の受払に関すること。 (3) 下水道管渠施設の維持管理に関すること。 (4) 水防業務の統括に関すること。 (5) 水道施設管路、工業用水道施設管路、下水道管渠施設及び給水管の移設の渉外に関すること。 (6) 維持補修センターに関すること。
	維持補修センター	(1) 下水道管渠施設の維持管理作業に関すること。 (2) 貯蔵品の保管に関すること。
水運用課		(1) 水運用センターの維持管理に関すること。 (2) 水源の整備計画及び維持管理に関すること。 (3) 観測井のデータ分析及び維持管理に関すること。 (4) 水源地、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関すること。 (5) 配水系統及び水圧の管理に関すること。 (6) 地下水障害に関すること。 (7) 水質管理室に関すること。
	水質管理室	(1) 水道及び工業用水道の水質検査に関すること。 (2) 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関すること。
水再生課		(1) 公共下水の終末処理に関すること。 (2) 放流水の水質に関すること。 (3) マンホールポンプ及び浄化センターに属さないポンプ場等の管理に関すること。 (4) 浄化センターに関すること。 (5) 事業所排水の水質指導に関すること。 (6) 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関すること。 (7) 下水道に係る水質の調査及び研究に関すること。 (8) 下水汚泥固形燃料化施設に関すること。 (9) 西部汚水1号幹線伏越施設の管理に関すること。 (10) 家畜排せつ物液、し尿及び浄化槽汚泥の処分にに関すること。
	中部浄化センター	(1) 中部浄化センターの維持管理(し尿等処理を含む。)に関すること。 (2) 中部処理区中継ポンプ場の維持管理に関すること。

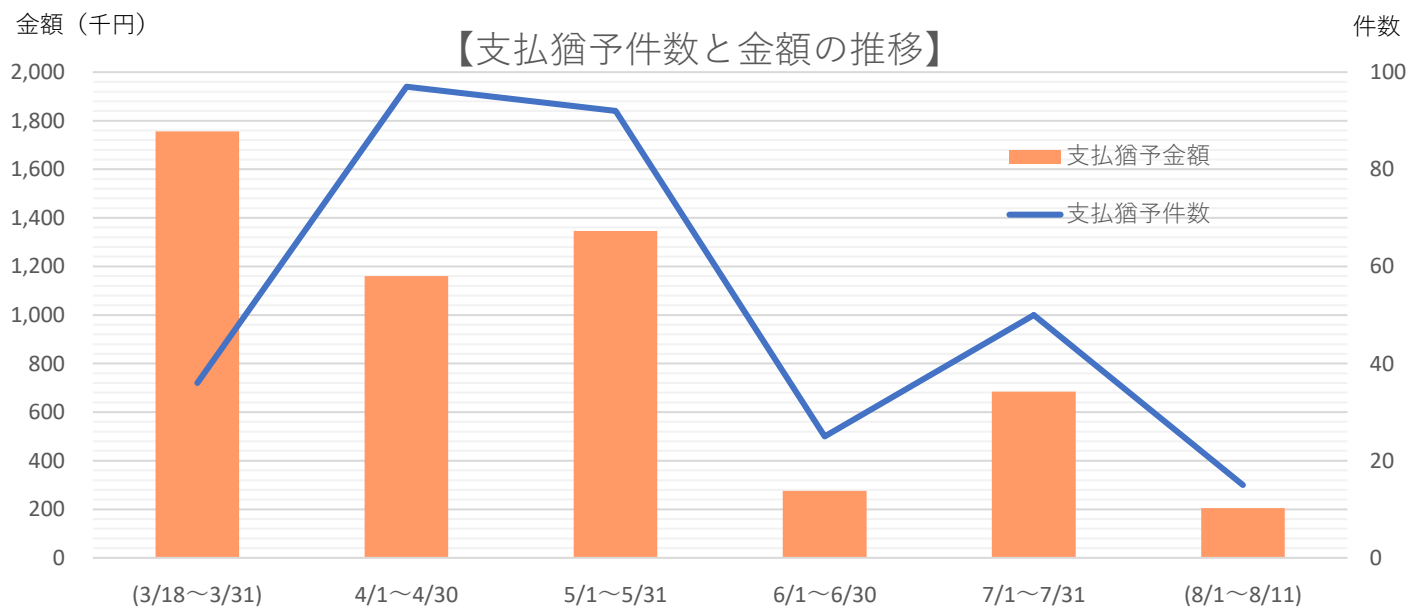
新型コロナウイルス感染症に係る 水道料金・下水道使用料の支払い猶予の利用者数と金額

【実施概要】

令和2年3月18日から、新型コロナウイルス感染症対策として水道料金・下水道使用料の支払いが困難な一般世帯・事業者に支払猶予を実施している。

【支払猶予の状況】

受付期間	(3/18～ 3/31)	4/1～4/30	5/1～5/31	6/1～6/30	7/1～7/31	(8/1～ 8/11)	累計 (支払済分)
支払猶予件数	36件	97件	92件	25件	50件	15件	315件 (240件)
支払猶予金額	1,756千円	1,160千円	1,346千円	276千円	684千円	205千円	5,427千円 (4,212千円)



新型コロナウイルス感染症対策に係る窓口業務等の対応について

1. 窓口対応

市民への上下水道サービス提供を維持するため、「熊本市上下水道局新型感染症対策行動計画」に基づき、以下の対策を実施。

①窓口業務の縮小等

- ・曜日、時間制限による窓口業務の縮小及び、各種申請等の受付窓口の移設（写真①）

【5月1日～5月29日まで】月曜・木曜（週2日）、受付時間：10時～12時・13時～15時

【6月1日から】月曜～金曜、受付時間：10時～12時・13時～15時 ※受付時間は継続して短縮

②窓口業務の3密対策

- ・受付窓口に透明パネルを設置（写真②）
- ・ソーシャルディスタンスを確保するため、受付窓口の座席数を減らし、3密対策の注意を喚起するため、案内板を設置

（写真①）受付窓口・日時変更の案内、窓口の移設



（写真②）受付窓口に仕切板を設置



2. 工事関連の対応

○工事事業者への対応

①毎日の工事作業従事者等の健康状況の把握

②工事・業務の適切な一時中止措置の実施

③工事・業務の打合せ簿等書類の電子メールでの提出

④地域住民への工事説明会の開催自粛

（参考）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受注者からの申し出により工事の一時中止措置を実施

【一時中止対象工事】

①工 事 名：坪井川第3排水区雨水調整池築造工事（第3期）

一時中止期間：令和2年3月4日～3月15日（12日間）

②工 事 名：沼山津取水8号さく井工事

一時中止期間：令和2年4月22日～5月6日（15日間）

③工 事 名：南部取水2号さく井工事

一時中止期間：令和2年4月30日～5月1日（2日間）

（事業の着実な実施に向けた対応方針）

- ・新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止対応や工事等の一時中止措置等の対応を適切に実施しつつ、**事業の着実な実施を図る。**
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除を踏まえ、雇用の維持・受注者の資金繰り対策等、経済の下支えの観点からも、年度内に予定している工事発注量を確保するとともに、**早期発注に努めていく。**

令和2年7月豪雨における上下水道局の支援活動について

令和2年7月4日未明からの豪雨により、熊本県南部に位置する多くの市町村の上下水道施設において甚大な被害が発生。

本市が被災した市町村へ行った支援内容については、以下のとおり。

1 応急給水活動

人吉市他6市町村における給水車等を使用した飲料水の供給。

(1) 活動経緯

給水停止（断水）状態となった市町村から日本水道協会熊本県支部長である本市に給水車の派遣要請あり。

給水車の派遣要請は、基本的に熊本県支部内で対応を進めていたが、被災した市町村からの給水車の派遣要請数が多く、熊本県支部だけでは支援が困難になったため、給水車が不足する分は日本水道協会九州地方支部長（福岡市）に応援要請を行った。

(2) 派遣期間

令和2年7月4日～8月5日（33日間）

(3) 本市の派遣内容

派遣先	派遣期間	日数	延べ人数
人吉市	7/4～7/5、7/12～7/27	18日間	134人
芦北町	7/4～7/9、7/13	7日間	60人
山江村	7/6～7/16	11日間	41人
相良村	7/6	1日間	6人
八代市	7/7～8/2	27日間	239人
あさぎり町	7/7～7/15	9日間	91人
球磨村	7/18～8/5	19日間	72人

派遣者数計 延べ人数 643人

（給水タンク設置者 10人含む）

(4) 給水車の稼働状況（派遣当初）

7/4 人吉市・芦北町から派遣要請

⇒人吉市に給水車3台・支援車1台、芦北町に給水車3台・支援車1台を派遣

7/5 山江村及び相良村（ともに簡易水道）から県を通じ派遣要請

⇒山江村に給水車1台・支援車1台、相良村に給水車2台・支援車1台を派遣

7/6 八代市及びあさぎり町から派遣要請

⇒八代市に給水車2台・支援車1台を派遣

あさぎり町に給水車2台・支援車1台を派遣

7/18 球磨村（簡易水道）から派遣要請

⇒給水車1台を派遣

給水車の延べ稼働台数 117台



【八代市での応急給水活動】

(5) 本市以外の派遣状況

日本水道協会熊本県支部の大津菊陽水道企業団、益城町、玉名市、天草市、山鹿市、宇土市及び荒尾市の7水道事業体から応急給水活動に協力いただいた。

また、今回、県支部だけで対応できなかったことから、日本水道協会九州地方支部に応援要請を行い、福岡市、北九州市及び宮崎市の3市から協力いただいた。

2 水道施設被害状況調査支援

(1) 活動内容

熊本県から球磨村の水道施設（簡易水道）の被害状況調査の依頼があり、本市から職員を現地に派遣。

球磨村水道施設の被害状況の確認及び復旧方針について助言を行った。

(2) 派遣期間

令和2年7月12日（1日のみ）

(3) 派遣内容

技術系の職員2人を派遣



【球磨村水道施設の被害状況】

3 下水道施設の被災状況調査支援

(1) 活動内容

人吉市の下水道施設の被災状況調査のため職員を派遣。

水没した下水処理場の施設調査及び、管渠内部の滞水や堆積の流下状況調査を実施。

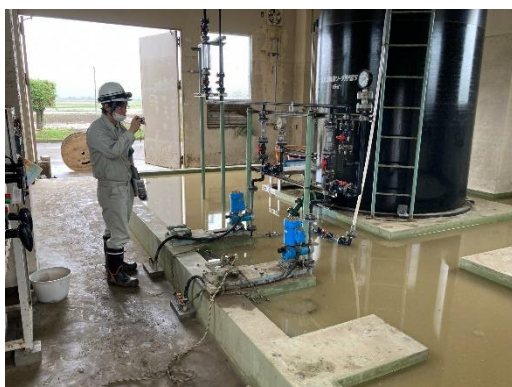
(2) 派遣期間

令和2年7月8日～13日（6日間）

(3) 派遣内容

班編成	7月8日	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日
第1陣（管路班）	5人	5人	5人	5人	5人	5人
第2陣（管路班）	－	－	6人	6人	6人	6人
第1陣（施設班）	5人	5人	5人	5人	5人	－
仮設ポンプ・固形塩素剤搬入	－	3人	－	－	－	－
合 計	10人	13人	16人	16人	16人	11人

派遣者数計 延べ人数 82人



【浄水苑(下水処理場)の調査状況】



【管渠の調査状況】